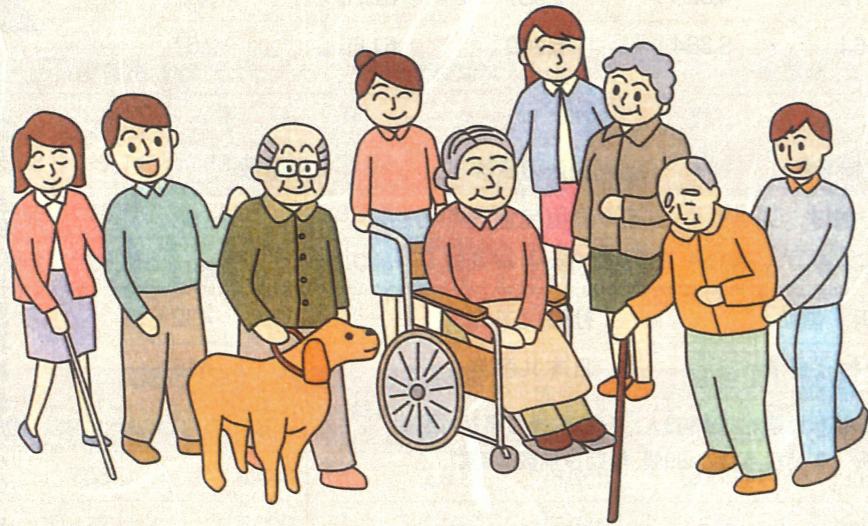


(高齢者や障がい者を災害から守るための仕組み)

# 大槌町災害時要援護者避難支援制度

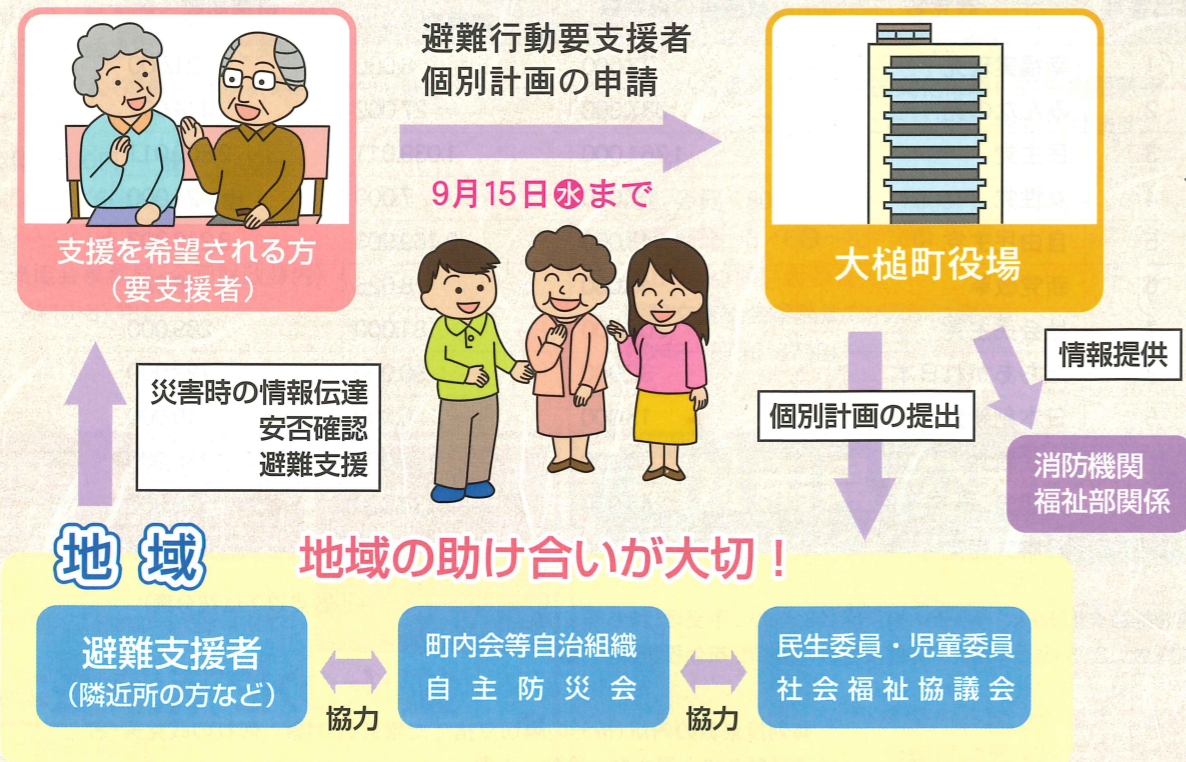


## 制度の概要

集中豪雨や地震、火災などの災害が発生したとき、家族などの援助が困難で何らかの助けが必要な方々(自力で避難することが困難な人=要援護者)を支援するための仕組みです。

災害が発生した時に、消防、行政機関や消防団による避難誘導などの公的支援には限界があるため、地域の皆さんが互いに協力し助け合う「共助」のもとで、避難支援者や地域の人たちが一緒に避難するなど、災害時要援護者の支援を行う地域活動のひとつです。

## 制度のイメージ



## 避難行動要支援者の個別計画を作成します

### 避難行動要支援者とは

自力で避難できない在宅の方で、家族などによる必要な支援も受けられない方をいいます。具体的には、次の方のうち、長期的に援護が必要な方で、在宅かつ家族による避難支援が困難な方です。なお、施設・病院などへ長期入所・入院している方は対象になりません。

- 介護が必要な方(要介護3以上)
- 身体障害者で1級および2級に該当する方
- 知的障害者でA判定を受けている方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- その他 上記に準ずる状態にある方

### 申請・登録

避難支援を希望される方(要支援者)は、町に申請してください。申請後、町では申請内容を登録し、町内会、自主防災組織および民生委員の方々とともに、避難を支援するための個別計画(災害時要支援者避難支援計画)を作成します。

### 個別計画はこうに使われます

個別計画にある、緊急時の連絡先、避難誘導上の注意事項、実際に避難する際に避難支援していただく方などの情報を地域の方々に提供し、災害が発生したときの支援活動や地域の見守りに役立てられます。

## 申請方法 (平成22年9月15日☺までに申請してください)

- 避難支援を希望する方(要支援者)は、役場福祉課へ「申請書」をご請求ください。
- 「申請書」に必要事項を記入してください。
- 記入後は、福祉課に直接持参か郵送で提出してください。

## 注意事項

- ◎地域支援などのボランティア精神により支援を受けるものですので、災害時などの支援を保障されるものではありません。よって、災害の状況により、希望する支援が受けられないことも考えられます。
- ◎地域支援者は、災害時要援護者の避難誘導の際、決してその責任が問われるものではありません。

- ◆災害はいつ、どのような形で起きるか分かりません。日ごろからの備えが大切です。
- ◆普段から自分の身は自分で守るということを心掛けてください。
- ◆災害時に地域の助け合いを円滑に行うため、日ごろから周囲の方々とのコミュニケーションを大切にしましょう。

### 問い合わせ先

- ▶制度の概要について…総務課 総務広聴班(☎42-8711)
- ▶申請について …福祉課 介護班(☎42-8743)